



Title	運命の女、魔性の女、倒錯の女 : フランス医学文学史 (19 ~ 20 世紀)
Author(s)	フォーヴェル, オード; 山上, 浩嗣; 堤崎, 暁
Citation	Gallia. 2021, 60, p. 89-103
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/79397
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

運命の女、魔性の女、倒錯の女： フランス医学文学史（19～20世紀）¹⁾

オード・フォーヴェル
(山上浩嗣・堤崎暁 共訳)

ドミニク・カリファの思い出に

今回の試論では、出現と消滅に同時に関わる興味深い歴史、つまりファム・ファタル (la femme fatale) に関わる歴史を取り上げます。ファム・ファタルは、19世紀末に医学・法学の言説から姿を消すのと同時に、フランス文学の中核を成す登場人物として確立しました。また、私の見解では、この同時的な現象は決して偶然の産物ではありません。それどころか、冷血な女性犯罪者が存在するという認識が、犯罪専門家にとって容認しがたいものとなったからこそ、女性犯罪者はフィクション、とりわけ文学の領域へと移行したのです。言いかえれば、ファム・ファタルの言説に関する歴史は、移行の典型的な例の一つであるということです。つまり、この歴史は、社会的・医学的な事象でこれまで語られなかったことが表現される、抑圧からの解放の場としての役割を時に文学的空間が果たすことを示す例であり、それはつまり、文学の中で織り出される現象を理解するためには、ある時代の科学的認識を考慮に入れる必要があることを示す例でもあるのです。

フランス文化における、危険で倒錯的な女の同時的な出現／消滅を研究するために、第一部では、医師たちが19世紀末を起点として、女性の犯罪者、とりわけ性的暴力の女性犯罪者の存在を否定するまでに至った理由を検討します。続いて第二部では、この医学上の女性犯罪者の消滅という現象が文学領域に及ぼした影響について分析します。つまり、いかにして、現実の犯罪者たちが裁判所や監獄から消え去ったのとまったく同時に、空想のファム・ファタルたちがフランス文学に浸透したのかを分析します。さらに第三部では、こうした二重の現象の持続性、つまり今日のフランスでも相変わらず認められる19世紀の遺産を探ります。フランスでは現在でもなお、女性犯罪者という存在が、科学における不在と、空想における遍在との間で揺れ動き続けているのです。

1) 大阪大学での講演の機会を与え（2019年10月28日）、講演原稿の日本語訳を申し出てくださった山上浩嗣教授に厚く感謝申し上げます。また、サロメの歴史に関する貴重なご教示を授けてくださった大鐘敦子教授（関東学院大学）、数々の講評や文献情報を提供し、初の日本訪問の機会を設けてくださった梅澤礼准教授（富山大学）に御礼申し上げます。

I. 19世紀を通じて生じた、医学上の女性犯罪者の消滅

1. 倒錯的な女性犯罪者—1810年から1860年代、司法と医学において認められた実在

1810年、フランスではナポレオン刑法典が施行され、ほぼ二世紀の間、法の分析と犯罪の処罰の枠組みをなしました（撤廃されたのはようやく1994年のことです）。もっとも、当初この法典は、犯罪者の処遇において、男性と女性の区別は想定していませんでした。いくつもの判例によって、その方向性が明らかに変化したのです。この点で最も興味深いのが、性犯罪の例です。

これに関して、1810年刑法第331条に次の記述があります。

「何人でも、男性および女性の個人に対する暴力をとまなう強姦罪、または他のあらゆる強制猥褻罪 (attentat à la pudeur)を犯した者は、既遂未遂にかかわらず、禁固重労働に処される。」（強調引用者）

ここでは、この第331条における二つの主要な要素に注目することが肝心です。これらは、のちに大きく変更されることになります。「または他のあらゆる強制猥褻罪」という表現が示すのは、1810年においては、「強姦」であれ「強制猥褻」であれ、全ての性犯罪は等しく重罪であるとみなされていたということです。このナポレオン刑法典の作成者にとって、あらゆる形態の性的暴力は厳罰の対象でした。同様に、「何人でも」や「男性および女性の」という表現は、立法者が当初、女性のみならず男性も性的暴力の被害者となる可能性、そして反対に、男性も女性も加害者となり、このタイプの罪に問われる可能性があると考えていたことを明示しています。

19世紀初頭の法学者の多くは、女性は一般的に身体的な力が男性よりも劣っているからにすぎないとしても、（殺人や強姦に関する）女性犯罪者が男性犯罪者よりも少ないと考えていました。とはいえ、決してこの種の犯罪が女性には不可能だとみなされていたわけではありません。それゆえ、19世紀初頭において、女性に対する告発がなされた時には、それは聴取・調査の対象となりました。女性たちも裁かれ、罰せられたのです。そのうえ、当時のフランスでは、入獄者の約30%が女性でしたが、これはもはや前時代の古典的な数値です²⁾。

そして、この女性たちのなかには、実際に「強姦」で有罪判決を受けた者がいました。例えば、1842年には、ある18歳の少女が、二人の男性（うち一人は11歳、もう一人は13歳）に対する「強姦 (viol)」(実際にこの語が用いられました)の罪で告発されました。彼女は、人目のつかない野原でこの少年たちを常習的に誘惑していたと推定されます。その野原で「彼女は、愛撫によって彼らを興奮させたのちに二人の体にまたがり、衰弱に至らせた³⁾」のでした。報告の続きには、

2) Collectif, *Le point sur les femmes en prison*, Paris : Service des études de la documentation et des statistiques, Centre national d'études et de recherches pénitentiaires, 1983 ; Pierre Tournier, Yves Tugault, «La population des prisons», *Population et Société*, n° 182, 1984 ; Christine Bard, Frédéric Chauvaud, Michelle Perrot, Jacques-Guy Petit (éd.), *Femmes et justice pénale (XIX^e-XX^e siècles)*, Rennes : Presses universitaires de Rennes, 2002, p. 9.

3) H. Bayard, «Attentats à la pudeur», *Annales d'hygiène publique et de médecine légale*, série 1, n° 37, 1847, p. 462.

さらにこの少年たちが梅毒に感染したとあります。刑法典第 331 条の規定が適用され、この女性はセーヌ県重罪院で 15 年の懲役刑 (*travaux forcés*) に処されました⁴⁾。

この事例が物語る通り、19 世紀前半におけるフランスの司法は、性犯罪も含めて、女性による犯罪を特別扱いすることはありませんでした。女性犯罪者は厳しく訴追され、裁かれました。フランス法は、毒殺という典型的に女性的とみなされていた犯罪に対して、特に厳しい規定を設けてさえいました。1810 年刑法では、毒殺罪は、単純に誰かを毒殺するという犯意 (*intention*) があつたと証明された時点で成立する唯一の罪だったので⁵⁾。つまり、たとえある人物が毒を使わず、最終的に何もせず、誰も殺さなかったとしても、その人物は罰せられる可能性があつたのです⁶⁾。この規定によって、あの有名なマリー・ラファルジュは、1840 年に夫を毒殺したという嫌疑をかけられ、容易に有罪判決を受けました⁷⁾。死体の解剖結果は決定的な証拠にはならなかったとしても、マリー・ラファルジュの毒殺の犯意を論証するためには、ともかく彼女が殺鼠剤を集めていた、ということだけで十分だったので⁸⁾。

2. 1860～1900 年：医師たちはいかにして女性犯罪を消失させるのに貢献したか

結局のところ、1810 年から 1860 年までは、フランスに女性犯罪者は歴として存在しました。司法と医学によって認められたのです。どのような罪を犯そうと、女性犯罪者は刑法の規定に則って裁かれ、罰せられました。

ところが、1860 年代以降、一大転換が生じ始めました。女性が裁判所に起訴されることがだんだん少なくなり、仮に法廷に召喚されても、禁固刑に定められる女性はだんだん少なくなっていきました。なぜ、このような変化が生じたのでしょうか。それは、女性犯罪者に対する法律家の態度が変わったからです。またその変化がとりわけ、女性の生物学的「本性 (*nature*)」に基づく医学理論の変容に起因していたからです。19 世紀後半になると医師たちは、司法においてなくてはならない重要な地位を獲得しました⁸⁾。とりわけ重罪 (殺人、身体的暴力、性的暴力

4) *Ibid.*, p. 463.

5) フランス法における「毒殺罪」の特殊性に関しては以下の文献に詳しい。Magali Bloch, «Justice et science au 19^e siècle ou la difficile répression du crime d'empoisonnement», *Recherches contemporaines*, n° 4, 1997, p. 101-123 ; Sarcy Boris, *L'intention dans le crime d'empoisonnement : l'existence d'un dol spécial ?*, Mémoire de Master de Droit pénal, Université de Lille 2, 2006.

6) 1810 年刑法第 301 条には次のように記されている——「大なり小なり迅速に死へと至らしめうる物質を使って、ある人間の生命を侵害することは全て、毒殺とみなされる。なお、その物質の使用方法および、それを使用したことによる結果は問わない」(強調引用者)。また、第 302 条にはこうある——「謀殺、尊属殺人、嬰兒殺し、毒殺の罪を犯した者は全て、死刑に処される [...]」。

7) 今日に至ってもなお、ラファルジュの事件に関しては分析家の意見が分かれている。1810 年刑法の規定によれば彼女は有罪であるとみなす者もいれば、誤審の実例であると考える者もいる。これに関しては、以下のインターネットサイトで確認できる。https://criminocorpus.org/fr/

8) 19 世紀にフランスの医師が持っていた、犯罪専門家として認められることへの欲求に関しては、特に次の文献を参照。Marc Renneville, *La médecine du crime : essai sur l'émergence*

など)の場合に、裁判を通じて彼らが法医学の専門家の立場から介入することが標準になりました。そして、進化理論に深く影響を受けた、この新世代の医師たちにとって、女性が平然と人を殺害したり暴行を加えたりすることを認めるなどありえないことでした。それは、両性の差異と人類の進化に関する彼らの観念に反することだったのです。

西洋一般、とりわけフランスにおいて、19世紀末の医師たちは、「女性の本性」のモデルを、母性のイメージに即して構築することに尽力しました。犯罪者の像とはまるで正反対の像です⁹⁾。たとえば、フランス法医学の大家であるジョルジュ・モラシュ博士¹⁰⁾は、こう述べています。「女性の気質 (mentalité) は男性の気質とは絶対的に異なっている¹¹⁾」、なぜなら女性は「生殖のためにだけ生きるものであり、母性はその本質的な部分をなしているからだ¹²⁾」と。言い換えれば、罪を犯すことは女性たちの母性的本性のうちには含まれていないのであって、それでもなお一部の女性が犯罪的傾向 (中でも窃盗が多いのですが) を持つとすれば、それはとりわけ、女性が男性と比べて「情弱な身体的組成 (organisation)¹³⁾」を持つことによるのであり、それゆえ誘惑に屈しやすくなっている、ということです。要するに、モラシュのような専門家によれば、子宮に支配されている (*tota mulier in utero*) 女性は、必然的に「虚弱」であるため、男性と同等の犯罪を行うことはできなかったのです。女性が冷酷な罪を犯すのは、狂気にとらわれないかぎり「不可能¹⁴⁾」なことであり、理由のない暴力など、女性には縁のないことだとみなされていたのです。

このような背景からすれば、また19世紀の科学者の考えからすれば、犯罪の領域へと侵入する女性は、狂人¹⁵⁾か娼婦のいずれかでしかありえませんでした。フ

d'un regard médical sur la criminalité en France, 1785-1885. Villeneuve d'Ascq : Presses universitaires de Septentrion, 1999.

- 9) この問題に関しては以下の文献に詳しい。Coline Cardé, «Le féminin maternel ou la question du traitement pénal des femmes», *Pouvoirs*, n° 128, 2008, p. 75-86 ; Aude Fauvel, «Cerveaux fous et sexes faibles (Grande-Bretagne, 1860-1900)», *Clio. Femmes, Genre, Histoire*, n° 37, 2013, p. 41-64.
- 10) ジョルジュ・モラシュ (1837-1906) は法医学の教授で、パリのヴァル＝ド＝グラース陸軍病院、次いでボルドー大学に在籍。19世紀末、法医学者として権威を持つようになり、この分野に関する多くの著作を発表した。軍医としてキャリアを開始した彼は、中国やアルジェリアへの旅、そこでの医療活動でも知られている。
- 11) Georges Morache, *La responsabilité ...*, *op. cit.*, p. 198.
- 12) *Ibid.*, p. 201.
- 13) *Ibid.*, p. 198.
- 14) 女性による犯罪へのアプローチにおける、犯罪学的観点から見たパラドックスに関しては、特に以下の文献を参照。Christine Bard, Frédéric Chauvaud, Michelle Perrot, Jacques-Guy Petit (éd.), *Femmes et justice pénale (XIX^e-XX^e siècles)*, Rennes : Presses universitaires, 2002 ; Chauvaud Frédéric, Malandain Gilles (éd.), *Impossibles victimes, impossibles coupables : les femmes devant la justice XIX^e-XX^e siècles*, Rennes : Presses Universitaires, 2009.
- 15) この点に関しては以下の文献を参照。Laurence Guignard, «L'irresponsabilité pénale féminine et la figure de la femme folle», in Christine Bard, Frédéric Chauvaud, Michelle Perrot, Jacques-Guy Petit (éd.), *Femmes et justice pénale*, *op. cit.*, p. 109-120 ; Aude Fauvel, «Madness: a «female lady»? Women and psychiatric institutionalisation in France», in Patrice Bourdelais, John Chircop (éd.), *Vulnerability, social inequality and health in perspective*, Lisboa : Edições Colibri/CIDEHUS/UE, 2010, p. 61-75.

ランスにも大きな影響を及ぼしたイタリアの著名な犯罪学者チェザーレ・ロンブローソは、真に女性的な罪（さらには、唯一言及するに値する罪）は売春罪であることを疑いませんでした。女性犯罪の研究に関する彼の著書は、『女性犯罪者、売春、正常な女性』（1893年イタリア語版、1896年フランス語版刊）¹⁶⁾ というタイトルが示す通り、ほとんど全面的に売春について書かれていました。

したがって、19世紀後半の法医学者にとって、女性は暴力的な存在ではありませんでした。それは女性の本性に反すると考えられていました。同じ論理から、女性は性的に凶暴ではありえないとされました。これも女性の本性に反するとみなされたのです。

しかし、現実には理論の変化に従うわけではないので、実際には、女性の殺人者、女性の性的暴行犯が、裁判所に連行されるという状況は引き続き生じていました。その場合、二つの解決策がとられました。一つには、無視すること（すなわち免訴）です。法律の改正により、実際にそのような例がいくつもありました。そしてもう一つは、精神科病院送りにすることです（拘禁（incarcération）とまではいかずとも、強制収容（internement）されました）。

性犯罪に関しては、二つの対策が立てられました。第一に、刑法 331 条の解釈を変更するために、いくつかの法解釈が採用されました。1901年、パリ大学法学部教授のエミール・ギャルソンは、この変化の内容を次のように総括しています。1860年代以後、フランスの法は、強姦（viol）の定義を「相手の女性が合意していないことを知りながら行う不正な交接」とすることになった、と¹⁷⁾。この表現は、もはや女性をこの罪で告発することはできないということを意味し、この法律は、もはや性的暴行の加害者は男性で、被害者は女性でしかありえないことを前提としているのです。そして、この定義は1980年まで問題に上がることはありませんでした¹⁸⁾。ともかく、女性に性的暴行を受けたという被害者（大部分が幼児ですが）が現れた場合、医師は必然的に、被告人が精神障害者であると結論づけたのです¹⁹⁾。

要約しますと、他の国々と同じく²⁰⁾、フランスでは19世紀後半を通じて、女性犯罪者の存在が「消滅」させられました。彼女らを精神障害者とみなし、監獄で

16) Cesare Lombroso, Guglielmo Ferrero, *La Donna delinquente, la prostituta et la donna normale*, Torino : L. Roux, 1893 ; Cesare Lombroso, Guglielmo Ferrero, *La femme criminelle et la prostituée*, Paris : F. Alcan, 1896.

17) *Recueil général des lois et des arrêts et Journal du Palais. Codes annotés contenant sous chaque article l'analyse de la doctrine et de la jurisprudence. Code pénal, annoté par E. Garçon avec la collaboration des rédacteurs du "Recueil général des lois et des arrêts" et du "Journal du Palais"*. Paris : L. Larose, 1901. ギャルソンの注釈付の刑法典は、1959年まで何度も改訂される。

18) Cf. Loi n° 80-1041 du 23 décembre 1980 relative à la répression du viol et de certains attentats aux mœurs.

19) フランスにおける女性による性的暴行の不可視化に関しては以下の文献を参照。Aude Fauvel, «Les femmes violeuses existent-elles ? Naissance d'un tabou dans la France du XIX^e siècle», dans Jean-Jacques Lefrère, Michel Pierssens (dir.), *Crimes et délits. XV^e Colloque des Invalides*, Tusson : Du Lérot, 2012, p. 91-116.

20) Malcolm M. Feeley et Deborah L. Little, "The Vanishing Female: The Decline of Women in the Criminal Process, 1687-1912", *Law & Society Review*, vol. 25, n° 4, 1991, p. 719-758.

はなく精神科病院に送還したのです。

このようにして、何世紀もの間、フランスの刑務所における女性の比率は平均三分の一であったのに対して、19世紀末にその比率は急激に減少し、他方、精神科病院ではますます多くの女性が収容されるようになりました。女性が刑務所から決定的に流出してしまったと言えます。1883年から1900年の間にフランスでは、刑務所における女性人口が13,000から、ほんの4,000にまで減退しました。比率で言えば、1883年に女性は刑務所で30%を占めていたのに、17年後には20%を下回ったこととなります。ちなみにその数字はその後も下降を続け、現在では約4%に至っています²¹⁾。

II. フランスの文学、文化におけるファミ・ファタルの興隆

1. 少数派：写実主義・自然主義小説における医学的パラダイム (paradigme médical) の応用例

さて、女性犯罪者に対する認識がこのように抜本的に変化することで、文学テクストにどのような影響が生じたのでしょうか。

一見すると、小説家たちはその時代に組み込まれ、こうした解釈の変化に貢献し、また、医学や犯罪学の様々な新理論から影響を受け、女性犯罪者に対する独自の観念を発展させていったという印象を持たれるかもしれません。1877年刊行のエドモン・ド・ゴンクールEdmond de Goncourtの小説『娼婦エリザ』(*La Fille Elisa*)は、そのことを見事に表す例です。本作は全ての点において、この世紀末の時代における医学・犯罪学の、いわば「理想」に対応しているからです²²⁾。まず、主人公は精神異常の娼婦で、「欠陥のある、常軌を逸した存在²³⁾」であり、「ヒステリー現象²⁴⁾」を示します。つまり、19世紀後半に、女性犯罪を分析した医者たちが提示した女性犯罪者像とまさしく一致しています。また、エリザは、精神が半ば麻痺したトランス状態で愛人を殺害します。つまりこの瞬間彼女は頭が狂っていたのであって、これは断じて冷静な犯罪ではないということです。「彼女はめまいにとらわれ、殺害の欲求にとりつかれ、殺人の狂熱に襲われていた。彼女は男をさらに四回か五回刺しましたが、その間ずっと叫び声を上げ続けていた。それはさながら嘔みつこうとする狂犬病患者のようだった²⁵⁾。」そのうえ、この犯罪には正当な理由もありません。エリザはこの男を愛していたし、殺害の記憶もほとんどないのです。小説中にはこのエピソードに詳しい説明がありません。最終的には、エリザは刑務所に入れ

21) 2011年のフランスでは、2,240人の女性が投獄されている。すなわち、2011年12月1日時点でフランスの刑務所にいる65,262人の囚人全体の4%以下にあたる(19世紀末以降の女性囚人の絶え間ない減少に関しては、本稿注2に挙げた文献および、www.prison.justice.gouv.fr上にある統計を参照)。

22) ゴンクールに『娼婦エリザ』の着想を与えた作家たち、本作の執筆における医学的・犯罪学的理論の利用方法に関しては以下の文献を参照。Aya Umezawa, «*La Fille Elisa et les ouvrages sur les prisons – Autour de la citation de Baillarger*», *La Société Japonaise de Langue et Littérature Françaises*, août 2014, p. 61-75.

23) Edmond de Goncourt, *La fille Elisa*, Paris : G. Charpentier, 1877, p. 105.

24) *Ibid.*, p. 154.

25) *Ibid.*, p. 223.

られ、沈黙を強いられて、わずかに残っていた理性を完全に失ってしまいます²⁶⁾。

女性と犯罪に関する新たな科学的理論から明らかに影響を受けたもう一人のヒロインは、エミール・ゾラの描くジェルヴェーズ・マッカールです。ジェルヴェーズは、母親に幼子のときからアルコールを飲まされて、精神を傷めてしまいます（『ルーゴン家の繁栄』1871年）。さっそく彼女は知性を蝕まれ、精神を病みます。そこでろくでなしの夫クーポーを選び、彼もまたアルコール中毒になり、ジェルヴェーズをさらなる退廃へ道連れにします（『居酒屋』1877年）。すでに病気であったジェルヴェーズは、アルコール中毒にも陥り、やがて犯罪に手を染めます。売春、ついで暴行、最終的には極貧の状態に死に至ります。

この二例は有名ですが、写実主義・自然主義の小説家が、当時の医学・犯罪学のテキストから影響を受け、どうしてもなく犯罪や狂気に陥ってしまう女性の状況を粗描しようとしたことを示す例は、他にもいくつかあります。それに、ゾラが自分の作品全体を通して、精神科医ヴァランタン・マニヤンの研究と変質説（*théorie de la dégénérescence*）を用いていたことは知られています。そしてそのことは、マニヤンの学説の普及に大きく貢献しました²⁷⁾。

2. 多数派の傾向：魔性の女、ファム・ファタルの流行

しかしながら、作家や芸術家、大衆の人気を博したのは、このような女性犯罪者の肖像ではなく、まったく別の、女性的倒錯性の表象、すなわちファム・ファタルの表象です。

「ファム・ファタル」という言葉は古くからあります。元々ラテン語で存在していたこの言葉は²⁸⁾、近世にフランス語がフランス王国の公用語としての地位を獲得すると、フランス語でも使われるようになりました²⁹⁾。しかしながら、この表現は19世紀に生まれたものではないにしても、一般に広まり、とりわけそれが示す人物類型が遍在化し、フランスの文学・文化のトポスとなったのは19世紀のことです。確かな情報とは言い切れませんが、フランス国立図書館の電子化された印刷

26) Gabrielle Houbre, «Le mauvais procès de *La Fille Elisa*», *Francofonia*, n° 21, 1991, p. 87-96 ; Aya Umezawa, «La Folie pénitentiaire chez les Goncourt. Pourquoi Elisa est-elle devenue folle sous le système auburnien?», *Les Lettres françaises*, n° 28, 2008, p. 21-37 ; 梅澤礼 「囚人と狂気——19世紀フランスの監獄・文学・社会」法政大学出版局, 2019年, p. 237-246.

27) マニヤンと彼の変質説からゾラがどのように影響を受けたか、また逆に、ゾラがどのように、一人の「変質者」とみなされたかに関しては以下の文献を参照。Daniel Pick, "Zola's prognosis", in *Faces of Degeneration. A European Disorder, c. 1848-1918*, Cambridge : Cambridge University Press, 1989, p. 74-96 ; Laura Otis, "Zola's tainted tree", *Organic Memory: History and the Body in the Late Nineteenth and Early Twentieth Centuries*, Lincoln, NE : University of Nebraska Press, 1994, p. 53-75.

28) ラテン語の「*femina fatalis*」という表現は、少なくとも12世紀初頭のテキストの中に確認され、トロイアのヘレネを表すのに使われている。それは、1230年頃、詩集『カルミナ・プラーナ』*Carmina Burana*に第101歌として組み込まれた、*Pergama flere volo*という作者不明の哀歌作品のことである（Sheila Mancini, *La figure mythique d'Hécube dans la littérature européenne d'Homère jusqu'à Shakespeare*, Thèse de Littératures de l'Europe Unie, Université de Bologne, 2011, p. 149-152）。

29) 例えば、以下の文献においては[「オデュッセイア」の登場人物である魔女]キルケが「ファム・ファタル」と形容されている。Jean de La Lande (pseudonyme de Charles Sorel), *L'anti-roman ou L'histoire du berger Lysis*, Paris : Toussaint du Bray, 1633-1634, vol. 2, p. 391.

物の中で、「ファム・ファタル」という表現の用例を調べた結果、それ以前の時代に散在するほんの数例を除けば、まさに19世紀後半に、その言葉が一般的な言葉としてフランスの新聞や小説の中に組み込まれたということが明らかになりました。

ところで、19世紀後半のフランス文化の状況下で広まったようなファム・ファタル的な人物が、法医学の世界で当時の女性に関して用いられた諸概念とはまったく無関係であることは明らかです³⁰⁾。それどころか、文学作品におけるファム・ファタルは、医師や犯罪専門家によって示された女性犯罪者のアンチテーゼですらあるのです。犯罪学者が示す、自己を喪失した女性犯罪者とは逆に、作家や芸術家が描くファム・ファタルは、自己を完全に制御し、自分の魅力を利用して男を好きなように操り、概して破滅へと導きます(«fatal»という形容詞には、運命(destin)と死(mort)という概念が同時に含まれています³¹⁾)。ファム・ファタルが男を痛めつけ、死に至らせる時、彼女は完全に冷静であって、いくぶんかの歓喜を感じてさえもいます。彼女は狂っているわけでもなく、母性本能に支配されているわけでもなく、性的に受け身の立場でもありません。実のところ、ファム・ファタルは、世紀末の医学によって提示されたモデルとは正反対の女であり、医師や法律家が存在しないとみなしていたもの、すなわち、女性の中の冷徹で冷静な暴力を体現する存在なのです。

いわゆる「名作」文学の側では、ファム・ファタルがフランス国内で頭角を現したのは、19世紀終盤の数十年間、つまり、まさに法医学の世界が女性犯罪者の存在を消した時期のことです。言い換えれば、男性の怪物に関わる現代の主要な人物像(ハイド氏、ドリアン・グレイ、フランケンシュタインの巨人など³²⁾)を作り出したのはイギリス人であるということが正しいようであれば、一方で、女性の怪物の主要な化身の一つを生み出したのはフランス人と言えます。この観点からすれば、ここで、一つの示唆的な例に注目することは大きな意味を持ちます。その例とは、イギリス人であるオスカー・ワイルドが1891年に、彼が唯一フランス語で書いた戯曲の中で³³⁾、まさに、フランス人が好んで用いるファム・ファタル、サロメを主題として選んだということです。

聖書の中で、洗礼者ヨハネの首を得るために自分の魅力を利用する女性とされるサロメ³⁴⁾は、おそらくファム・ファタルの最古の典型の一つです。このように、

30) 19世紀末のフランス文学におけるファム・ファタルの類型についての詳細な記述としては、以下を参照。Luisa Assuncao, «Reflexions sur le mythe de la femme fatale : Pierre Louys et la femme et le pantin», *Cadernos do IL*, n° 45, déc. 2012, p. 157-174.

31) «fatal»という語の語源および語義に関しては、*Trésor de la langue française*などを参照。

32) 英語圏文学の分析家にとっては古典的な命題である。なお、ゴシック風の怪物についての分析としては、以下の文献などを参照。Jack (Judith) Halberstam, *Skin shows: gothic horror and the technology of monsters*, Durham : Duke University Press, 1995.

33) Le manuscrit date de 1891, la première édition de Salomé en langue française date de 1893 : Oscar Wilde, *Salomé*, Paris : Librairie de l'art indépendant / Londres : E. Mathews et J. Lane, 1893.

34) 史料編纂官フラウィウス・ヨセフス [37-100頃]によれば、サロメは、1世紀のユダヤの王女、ヘロデヤとヘロデ二世の娘であった。しかしながら、芸術家や作家たちに影響を与えたのはむしろ、聖書(その中にサロメという名は現れず、単に「ヘロデヤの娘」と示されてい

時代を超えて、そしてキリスト教の影響を受けた多様な文化を通じて、サロメという人物像の使用法の変化や、彼女を表現、描写、利用する様々な方法を辿ることができるのです。ところでフランスでは、まさに1870年代以降、サロメが至るところに現れるようになりました。中世から現代に至るまでになされたサロメの物語の芸術作品への適用すべてに関して大鐘敦子氏が行った正確な列挙³⁵⁾は、オスカー・ワイルドが、自分の作品を受け入れてもらうためにパリの観客に関心を向けたことは間違いではなかったことを確証しています³⁶⁾。19世紀の最後の数十年間、フランスでは確かに、サロメが使われることが劇的に増えたのです。つまりサロメは、それまでは二次的な位置の文化的役割を担うだけであったのに、19世紀末に突然、前例のない人気を獲得したのです。そして、その時サロメは、小説家、劇作家、音楽家、舞踊家、画家、(その後の20世紀になると)映画監督によって表現される、正真正銘のフランスの「伝説的人物 (mythe)」となったのです³⁷⁾。何人かの例だけを挙げますと、ギュスターヴ・フロベール³⁸⁾、ジュール・ラフォルグ³⁹⁾、ギュスターヴ・モロー⁴⁰⁾、ギュスターヴ＝アドルフ・モッサ⁴¹⁾という面々は、非常に有名ですが、彼らは実際には、フランス人が示すサロメへの真の熱中のうち、明確に現れている部分を形作っているに過ぎないのです。

しかしながら、世紀末のフランス文化におけるファム・ファタルという類型の支配力を把握するうえで、サロメの人気が大いに的確な指針となるとはいえ(数値上の証拠が出ているという理由しかないとしても)、サロメがファム・ファタルの唯一の代表例というわけではありません。他の有名な例の中で、ここでは特に、バルベール・ドールヴィイが1874年の『悪魔のような女たち』(*Les Diaboliques*)の発表時に巻き起こした騒動⁴²⁾、そして、本作における、冷酷で、断固とした意志を持ち、いかなる思いやりもない女性犯罪者の描写に対して読者が抱いた関心について見てみましょう。全ての悪魔のような女性たちが、医師によって広められた女性像から逸脱しているとしても、「ある女の復讐」の女性主人公は特に、「弱い性 (sexe faible)」「[女性のこと]」に関するいくらかの見解に対して、バルベール・ドールヴィイが与えた副次的主題の重要性を教えてください。この短篇中で彼は、たしかに、犯罪学者の解釈とは大きく異なる娼婦を描いています。犯罪学者にとっ

ると、洗礼者ヨハネの死に関する挿話である(『新約聖書』、マタイ福音書6:17-28、マルコ福音書14:3-11)。

- 35) 大鐘敦子『サロメのダンスの起源—フロベール・モロー・マラルメ・ワイルド』慶應義塾大学出版会、2008年。
- 36) サロメの初演は1896年のことで、パリの劇場でThéâtre de l'Œuvre一座によって上演された。当初、オスカー・ワイルドは本作を、サラ・ベルナルをサロメ役に据えてロンドンで上演することを望んでいたが、検閲に阻まれて叶わなかった。
- 37) Michel Décaudin, «Un Mythe "fin de siècle": Salomé», *Comparative Literature Studies*, vol. 4, n° 1/2, 1967, p. 109-117.
- 38) Gustave Flaubert, «Hérodias», dans *Trois contes*, Paris: Georges Charpentier, 1877, p. 167-248.
- 39) Jules Laforgue, «Salomé», dans *Moralités légendaires*, Paris: Librairie de la revue indépendante, 1887, p. 119-153.
- 40) Gustave Moreau, *L'apparition ou danse de Salomé*, 1876.
- 41) Gustave Adolf Mossa, *Elle*, 1905.
- 42) 本作に対する複雑な反応に関しては以下の文献を参照。Andrée Hirschi, «Le "procès" des Diaboliques: Documents», *Revue des lettres modernes*, 1974, n° 403-408, p. 5-64.

て街娼たちは、必然的に「野蛮な (primitive)」あるいは「墮落した (dégénérée)」女でした。ゴンクールのエリザが、先ほど確認したように、医学的言説に満ちていたのとは反対に、バルベー・ドールヴィイが描く女性主人公は、「絶大な力を持つ⁴³⁾」、意識のはっきりしたファミ・ファタルです。彼女は、自分の愛人を殺した、公爵である夫の名を失墜させるために、計画的に自らの身を売ります。

「トレッシニーは、女の中に、かくも激しい熱愛の情と残酷さが同居しうるとは想像もしていなかった。誰かが芸術作品を眺める際に、復讐に燃える、常軌を逸した、絶大な力を持つ芸術家、自分の目の前に立ちはだかるこの女を、彼が見つめる以上に集中して眺めることはなかっただろう。[...] 彼は、この女のまとう雰囲気の中で、自分が危険な空気を吸っていると感じていた⁴⁴⁾。」

「男を誘惑した後に墮落させ、破滅させることを喜びとする⁴⁵⁾」、打算的で、決然たる女性に対するこの熱中は、いかにフランスの作家が、女性の罪を犯す能力に関して医師や犯罪学者とは異なる意見を持っているのかを示しています。19世紀と20世紀の転換期の文学における、秘められたファミ・ファタルは、官能的でもあり、性に関して積極的でもあるのです。サロメは、官能的な踊りを披露することで、洗礼者ヨハネの首を手に入れます。この点に関して、オスカー・ワイルドが『サロメ』を献呈したピエール・ルイスは、おそらく、最も露骨な方法で、性的に乱暴な女性を描いたフランスの作家と言えます。『女とあやつり人形』(1898年)、『母親の三人娘』(1926年)、『女たちの島』(1988年、死後出版)の中で彼は特に、性的に激しい様々な女性たちを描き出しました。その女性たちの中には極度に容赦ない強姦者もいます。

したがって、フランスの民衆の心をつかんだのは、野蛮で気の狂った女性犯罪者という医学的典型ではなく、ファミ・ファタルという異形の典型だったのです。というのも、フランスでは、前衛芸術や「名作」文学以上にファミ・ファタルの人气が急速に広まったからです。新聞の連載小説や「駅小説⁴⁶⁾」あるいは、いわゆる大衆的な劇作品など、短篇であれ長篇であれ、あらゆるところに登場するファミ・ファタルの急速な流行は、ベル・エポックを特徴付けるものとなりました。実のところ、ついには「ファミ・ファタル」という表現そのものが一般的な称号となり、好奇心を掻き立てるためには、本の表紙やポスターの上に、この単語を並べるだけで十分でした。ファミ・ファタルの客引きと形容しても差し支えない例として、他には、1882年に連載小説として「ランテルヌ」誌上で発表された、ジュール・ド・ガスティヌによる『ファミ・ファタル』という題の、非常に扇

43) Jules Barbey d'Aurévilly, «La Vengeance d'une femme», dans *Les Diaboliques*, Paris : E. Dentu, 1874, p. 346.

44) *Ibid.*, p. 346.

45) Anonyme, «Le Salon de 1873», *Revue des deux mondes : recueil de la politique, de l'administration et des mœurs*, mai 1873, p. 640, à propos d'un tableau de M. Humbert représentant Dalila.

46) [訳注] 駅で電車を待ちながら読むように気軽に読める小説という意味。

情的なイメージを伴う小説⁴⁷⁾、あるいは、大成功を取めたアンドレ・ビラボーの戯曲『ファム・ファタル』(1920)⁴⁸⁾、さらには吸血鬼とファム・ファタルを組み合わせるイルマ・ヴェップという登場人物を作り上げ、1917年に映画『ファム・ファタル』を製作した、ルイ・フィヤードの連作映画⁴⁹⁾などが挙げられます。

要するに、アメリカで両大戦間の時期から普及した、パルプ・フィクションと呼ばれる文学は、その起源がフィルム・ノワールや、同時代のファム・ファタルに対する関心にあるとも言われ、オリジナルなものというわけではありませんでした⁵⁰⁾。ファム・ファタルを最初に普及させたのは、アメリカ人ではなくフランス人なのです。ファム・ファタルという、この想像の産物の、絵画的な要素も含むあらゆる構成要素は、19世紀末のフランスにおいてすでに確立していました。そもそも、「ファム・ファタル」という語が、1920年代に英語でもそのまま使われるようになったという事実からしても、フランスからの影響の大きさは見て取れます⁵¹⁾。

III. 抑圧されたもの (refoulé) の復活の場としての文学？

1. 医学的カリカチュアと文学的幻想の長命

以上で見てきたように、殺人的、倒錯的、暴力的なファム・ファタルは、医学的言説から消失し、より具体的には刑務所から消失すると同時に、小説においてはかつてないほど多く取り上げられるようになりました。学術的文書からは消失し、文学作品には頻出するという、女性犯罪者のこの逆説的な状況は、20世紀に至ってもなくなることはありませんでした。医師たちにとって、男女の性的役割分化や、女性のファルス羨望についての精神分析理論の成功は、フランスにおいては、女性が犯罪、ましてや性犯罪を起こすことは自然に反するという観念を強化するばかりでした。しかし、専門家たちが女性による犯罪の不可能性を強調すればするほど、芸術家たちはファム・ファタルの幻想に溺れていきました。20世紀において新たに生じた唯一の現象は、映画の誕生であり、そこで小説に劣らずファム・ファタルという鉱脈をさかんに掘り起こしました⁵²⁾。

そうすると、女性が起こした人目を引く犯罪事件のいくつかが、フランスの医学の知識人と文学の知識人の双方の関心をかき立て、また両者を対立させたことは驚くには当たりません。1933年という年は、二件の女性による有名な犯罪事件

47) 1907年、本作の装丁版が出版された (Paris: L'édition nouvelle)。

48) 本作は、まず1920年にマチュラン劇場で上演、1922年には出版され、最終的に1946年にはジャン・ボワイエによって映画化された。

49) 『吸血鬼たち』 (*Les Vampires*, 1915-1916) は全10話の連作映画で、ミュージドラがイルマ・ヴェップを演じた。

50) ここで、Alistair Rolls と Deborah Walker の一般的な結論には賛同するが、フランス文化におけるファム・ファタルとアメリカのそれとの関連は、彼らの著作の中で示されたものとは異なる経路を辿ったと考えられる (Alistair Rolls, Deborah Walker, *French and American Noir*, Basingstoke/New York: Dark Crossings Palgrave Macmillan, 2009)。

51) *Collins Dictionary* の語彙分析を参照 (<https://www.collinsdictionary.com/dictionary/english/femme-fatale>)。

52) Alistair Rolls, Deborah Walker, *French and American Noir*, op. cit.

が起こった年ですが、ここでは特に、19世紀に確立された分析類型「ファム・ファタルのこゝろ」が、いかにして20世紀の表象を支配し続けたのかを観察するうえで重要な年となります。1933年はすなわち、第一に、パパン姉妹による殺人事件が起こった年です。女中である二人の姉妹は、女主人とその娘の両眼をくり抜き、ナイフと金槌をふるって二人を惨殺しました⁵³⁾。推察されるように、一部の精神科医にとっては、これは典型的な「感応精神病 (folie à deux)」の症例です。反対に、文学者は——シュルレアリストだけでなく、この事件から着想を得て小説『女中たち』(1947年)を書いたジャン・ジュネは——異なった解釈を示しました。その解釈とは、パパン姉妹は自分たちの社会的身分が不満で反抗を起こしたのだ、また、彼女らはレズビアンでかつ近親相姦者であったのだ、というものでした。官能を刺激するファム・ファタルのイメージは時として、知らぬ間に公の場に再び現れるのです⁵⁴⁾。同様に、1933年はヴィオレット・ノジュール事件の年でもありました。18歳の女性が父親を殺害し、毒を盛って母親も殺そうとしました。これに関しても精神科医たちは狂気を原因とみなしました。そしてまたしても、文学者は——ここでもシュルレアリストが先陣を切って——、女性的で反抗的なヒロインという、まったく別のヴィオレット像を引き出しました⁵⁵⁾。

二つの例の共通点は、いずれにおいても、語り、細かく分析するのは他人——それも男性の——であるということです。一方では裁判官や医師、他方ではジャーナリストや芸術家(小説家、映画作家、劇作家)です。何人かの女性芸術家がファム・ファタルの紋切り型を覆そうとしたとはいえ⁵⁶⁾、それでもやはり、19世紀末と同じく1933年にも、これらの議論の中で女性犯罪者たち自身の見解が考慮されることは決してありませんでした⁵⁷⁾。それはあたかも、女性の犯罪の真実について語り、知りうるのは男性だけだと言わんばかりでした。女は罪を犯すだけで、男だ

53) パパン姉妹事件に関する概論としては以下の文献を参照。Claude Ventura, *En quête des sœurs Papin*, ARP Sélection, 2000.

54) パパン姉妹とノジュールの事件についての法的・医学的・文学的解釈について、とりわけシュルレアリスム作家たちによる取り扱いについての分野横断的な分析としては、以下の文献を参照。Penelope Rosemont, *Surrealist Women: An International Anthology*, Austin: University of Texas Press, 1998, p. 42-45; Natalya Lusty, *Surrealism, feminism, psychoanalysis*, New York, NY: Routledge, 2016 (chapitre 2: «Masking the crime of femininity»).

55) ヴィオレット・ノジュール事件とその影響については以下の文献に詳しい。Sarah Maza, *Violette Nozière: A Story of Murder in 1930s*, Paris, Berkeley: University of California Press, 2011.

56) 一つの例として、アメリカ生まれでフランス在住の女性ダンサー、ロイ・フラールが挙げられる。彼女は、『サロメ』の「フェミニズム的」解釈を示すことに何度も(少なくとも1895年と1907年に)努力た(Hélène Marquié, «Engagements chorégraphiques: danse, féminisme et politique», colloque *Femmes, création, politique*, août 2008, Cerisy-La-Salle, p. 2; texte de conférence disponible sur : <https://hal-ujm.archives-ouvertes.fr/ujm-00607658/document>)。また、カナダ系アメリカ人の女性ダンサー、モード・アランもフラールと共に踊り、『サロメの幻影』(1906年初演)では噂的にもなった。

57) 19世紀から20世紀に、女性犯罪者たちは自身の行為を説明するために作品を書いたが、社会における指導者層あるいは代表者たちに影響を及ぼすことはほとんどなかった。Claude Ventura (本稿注53参照)は、暴露するような形でドキュメンタリーを製作した。パパン姉妹事件は長らく人気を博していたにもかかわらず、1937年に死亡した姉のクリスティーン・パパンとは反対に事件後も生き長らえていたレア・パパンに、直接話を聞こうとする者がそれまで誰もいなかったことに気づいたのだ。

けが「知る」というわけです。

私がこの論考で時代の区切り目を1960年代としたのは、上述の構造の変化の徴候が、この時期に現れ始めたからです。そこには、フェミニズムの台頭の影響や、フランスの場合は、ある自伝小説の刊行という理由が挙げられます。その小説とは、アルベルチヌ・サラザンの『アストラガル⁵⁸⁾』(1965年)です。強盗未遂の罪で1953年から57年まで投獄された作者は、本書で、女性が犯罪的あるいは逸脱的と評される行動を取るに至る原因を女性自身の視点から明らかにしました。本作はベストセラーになり、1969年には映画化もされました。そしてこれによって、女性自身の意見に耳を傾けさせ、19世紀から受け継がれた、女性犯罪者に対する固定化したイメージを緩和するのに貢献しました。

ただ、それでもなお、そうしたイメージは完全に消失したわけではなく、文学的幻想と科学的カリカチュアの双方からなる、女性犯罪に対する古来の二重の観念は、現在も様々な言説や実践に影響を及ぼし続けています。フランスでは今日でもなお、起訴され処罰される女性の数は男性よりも圧倒的に少数で、フランスの刑務所には現在、女性は4%しかいません⁵⁹⁾。2009年、ヴェロニック・クルジョーが起こした、通称「乳児冷凍事件」(彼女は、三人の自分の子を生後すぐに殺害、冷凍し、そのうちの二件は家族と共に韓国に住んでいた時に行われました)に対する何人かのジャーナリストのコメントは、女性と犯罪に関するステレオタイプがいかに長期間持続するものであるかを暴露しました。多くのコメンテーターが、母親が自分の子を殺すなど「ありえない」と言い、次に、事実が明らかになると、彼女は「間違いなく」精神異常であったと結論づけたのでした⁶⁰⁾。他方、こうしたマスメディアの反応と同時に、インターネット上などで、大なり小なり悪趣味のあらゆる種類のカリカチュアが出現しました。そこでは、ヴェロニック・クルジョーが、怪物の姿、病人の姿、はたまた「フランス風」のファム・ファタルの姿で登場させられていました。どちらにしても、フランスはまだ、19世紀に作り上げられた幻想的表象から抜け出せていないことを示しているように思われます。

2. 結論：本研究からどんな教訓が引き出されるか

ここまで、女性による犯罪の医学的・文学的描写についての歴史を探究してきましたが、どのような結論を導けるのでしょうか？冷静な女性犯罪者が法医学の世界から姿を消すと同時に、フィクションの世界に頻繁に現れるようになったことは何を示しているのでしょうか？偶然の巡り合わせか——おそらくそうではない

58) [訳注] 本作の既訳では、『アヌの逃走』という邦題がつけられている(野口雄司訳、早川書房、1987年)。

59) 本稿注21を参照。

60) クルジョー事件に対するメディアの反応については以下の文献に詳しい。Léa Danilewsky, *Le traitement médiatique de l'affaire dite «des bébés congelés». Représentations des figures de «femme» et de «mère» à travers le discours médiatique*. Véronique Courjault, *monstre ou martyre ? Mémoire de Master, Violences et médias*, Université Lyon 2-IEP de Lyon, 2010. また、この事件についてメディアが広めた先入観に関する分析としては以下の文献を参照。Isabelle Garcin-Marrou, «Une 'mère', une 'meurtrière'»: les deux figures médiatiques de la violence d'une femme», *Sciences de la société*, n° 83, 2011, p. 65-81.

でしょう——、あるいは転移現象なののでしょうか？そして、このような場合、どのように説明できるのでしょうか？

科学の領域と芸術・文学の領域は長い間、水と油のような関係にあるとみなされ、それぞれが根本的に異なる言説と認識の論理に従い、したがって同じ分析手段には依拠しえないものと考えられてきました。しかしながら近年では、文芸批評家たちも、科学史家たちも、そのような考えを改め、逆に、科学と文学の双方の文書を結ぶ相互関係および影響関係を強調することに専心しています。そのような動向の一例として、文学的分析としては、ジュアン・リゴリが次のことに関して綿密に解説を行いました。すなわち、19世紀フランスの精神科医は、診断書を書くのに文学作品から影響を受けていたこと、また反対に、作家たちは小説を書くのに医学的症例から着想を得ていたこと、要するに、小説家と医師は、絶えず互いに影響を与え合っていた、ということです⁶¹⁾。同じく、一方で医師や医学史家の側では、「記述医学」の専門家たちが、医師と作家によって生み出された文体や修辞や語りという一群の素材同士の相互関係の研究に取り組んでいます⁶²⁾。

したがって、今日、文学的記述と医学的記述の間で起こる明白な相互作用に注目すれば、この相互作用は、また別の着眼を導き出すことができます。女性犯罪者の取り扱いの例は、この点で非常に有益なものとなります。この例は、文学作品と医学的言説が、より潜在的な関係も保っているということを明らかにするのです。つまり文学的テキストは、単にその基盤となる背景の可視的な変化を表現しているというだけでなく、そこにはないもの、語られないものをも反映しているということです。

一般に、歴史学者たちは精神分析学、心理学から受け継がれた諸概念を信用しません⁶³⁾。「歴史的精神分析 (psychanalyse historique)」とそれに基づいた診断は、文化的背景を無視し、時代錯誤の解釈を示していると非難されましたが、それはとりわけ、いわゆる本職の歴史学者たちがひどく批判し締め出した、でたらめな方法を後から採用したのです。しかしながら私は、他の研究者と同じように、それは早計に過ぎたと考えています。歴史学は今日、主観的事実と社会的・歴史的背景との関係についての独自の分析概念をもっと精密に探究することで価値を増すでしょう⁶⁴⁾。現在の歴史研究においては古典的と言える、「集合的表象

61) Juan Rigoli, *Lire le délire : aliénisme, rhétorique et littérature en France au XIX^e siècle*, Paris : Fayard, 2001.

62) いくつかの国においては、「記述医学」は実際に独立した研究分野となった。患者についての物語は人々の関心を大いに引いている。しかし、このような研究は、科学的・医学的物語における記述構造の分析にまで及んでいる。これらに関しては以下の文献などを参照。Kathryn Montgomery, *Doctors' stories: the narrative structure of medical knowledge*, Princeton, N.J. : Princeton University Press, 1991 ; Thomas Wegmann et Martina King (dir.), *Case history (s) as a narrative between literature and knowledge*, Innsbruck : Innsbruck UP, 2016.

63) 歴史学の分野と精神分析学との関係については以下の文献に詳しい。Hervé Mazurel, «Psychanalyse et histoire», dans Jean-François Sirinelli, Claude Gauvard (dir.), *Dictionnaire de l'historien*, Paris : PUF, 2015. また、いかにして精神分析の語彙が歴史研究の枠組から消え去ったのかは、以下で概説されている。Philippe Artières, «Présentation du numéro 'Après Certeau : histoire, archives et psychanalyse'», *Sociétés & Représentations*, n° 43, 2017, p. 11-15.

64) この方針でなされた Thomas Dodman や Hervé Mazurel などの歴史学者の主張と同意見であ

(représentation collective)」や「社会的想像物 (imaginaire social)」といった表現は、とりわけ、ある時期に国民全体が共有した主観的な形式の存在を前提としています⁶⁵⁾。なお、こうした今日の歴史学の手法は、精神分析の用語や「集合的無意識」という概念に対するあからさまな接近である以上に、強烈な結婚の申込みなのです。ただし、この申込みは分かりにくいものなので、その中身の詳細は、歴史家がきちんと説明する（そして保障する）必要があります。

以上からすれば、また、精神分析学の歴史の中で上記の概念の出現と同時に生じた理論の全体を引き受けることをしないまでも、歴史家が「抑圧されたものの復活」という現象について熟考することには利益があるように私には思われます。この現象は、[単独の国家を超えた] 文化的共同体の規模で、とりわけ科学的言説と芸術的言説との関係の中で起こりうるものです。このように、世紀末のフランス文化におけるファミ・ファタルの急速な増殖は、文学作品が時に、科学的な「抑圧されたもの」が出現する場として機能するというを示しているように私には思われるのです。つまり、一度は専門家にとって表現できない、想像もつかないものとなったものが、文学作品の中に溢れ、再び表現されるようになるということです。さらに言い換えれば、犯罪に関する法学や医学の専門家が、様々な形の犯罪、女性による暴行の存在を過小評価し続ける限り、ほとんど間違いなく、作家や芸術家たちは逆に、女性の殺人者、魔性の女、そしてファミ・ファタルを生み出し続けることでしょ⁶⁶⁾。

(ローザンヌ大学医学人文学科准教授)

る。両者は、精神分析学によって開かれた諸問題を、精神分析の理論的枠組とは距離を置いたアプローチによって見直すことを目指している (Thomas Dodman, *What Nostalgia Was War, Empire, and the Time of Deadly Emotion*, Chicago : University of Chicago Press, 2017 ; Hervé Mazurel, *Kaspar l'obscur : ou L'enfant de la nuit*, Paris : La Découverte, 2020)。

- 65) この点に関して、社会批評的な文学分析家 Pierre Popovic による批評と同意見である。彼は「社会的空想」の概念を詳述し、集合的表象によって精神現象と空想それぞれに浸透しうる方法を分析することに努めた (Pierre Popovic, *Imaginaire social et folie littéraire : le Second Empire de Paulin Gagne*, Montréal : Presses universitaires de Montréal DL, 2008)。
- 66) [訳注] 本稿の作成にあたり、まず著者による講演時の原稿を山上が翻訳し、次にその後大幅な改訂を経た著者原稿をもとに堤崎が訳稿を修正し、最後に山上が検証の上、若干の加筆を施した。